

IoT/IoE ビジネス研究会会則

(名称等)

第1条 本会は、「IoT/IoE ビジネス研究会」と称し、「京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト推進協議会」に属する。

(目的)

第2条 本会は、IoT/IoE に関心を持つ企業や大学等が集まり、国内外の IoT/IoE 技術や製品・サービスなどの動向および府内企業のビジネスチャンス・雇用の創出を探求することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 中小・ベンチャー企業に対して IoT/IoE 関連事業の推進に役立つ IoT/IoE の最新情報を提供する。
2. ビジネスマッチングの相手企業を見つけてもらうきっかけ作りの場を提供する。
3. その他必要な事業

(幹事機関)

第4条 本会に次の幹事機関を置き、企画・運営を行う。

- ・公益財団法人 京都産業21
- ・公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構
- ・京都産学公連携機構

(代表幹事)

第5条 本会の代表幹事機関は、公益財団法人京都産業21とする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は公益財団法人京都産業21 イノベーション推進部に置く。

- 2 事務局長は、イノベーション推進部部長とする。

(事務局長の職務)

第7条 事務局長は次の職務を行う。

- (1) 会務を総括する。
- (2) 例会を招集する。
- (3) 会員の入退会の可否について承認する。

(運営会議)

第8条 運営会議は、幹事機関で構成し、事務局長が必要に応じて招集する。

- 2 事務局長は、会議の運営上必要な者を幹事機関外から招集することができる。
- 3 運営会議は、会務の執行について決定する。

(アドバイザー)

第9条 本会に次のアドバイザーを置くことができる。

総合アドバイザー 1名

経営アドバイザー 1名

分野別専門家 各回のテーマに応じ選定

(アドバイザーの任期)

第10条 アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員の補充により選出されたアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

(例会)

第11条 例会は、原則として年4回開催するものとする。

(会員資格)

第12条 会員は、次の要件を備えているものとする。

(1) 京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト推進協議会会員であること。

(2) 本会の目的に賛同し、例会並びにその他の事業に積極的、協力的に参加する意欲のある者であること。

(会員の入退会)

第13条 本会に入会を希望するものは、事務局長の承認を得なければならない。

2 本会を退会又は休会しようとするものは、事務局長に届け出なければならない。

3 本会は、本会又は会員の事業の妨げ若しくは信用を失墜させる行為をしたものを運営会議の決議により除名することができる。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(保護)

第15条 本会の事業の実施に当たっては、知的財産の保護、個人情報保護に配慮するものとする。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、本研究会運営に関して必要な事項は、幹事機関が別に定める。

付則

(施行期日)

この会則は、平成28年9月27日から施行する。